

Q 防災備蓄倉庫について

A 備蓄機能・水防対策機能を備えた防災倉庫を整備する。
（三村町長・岩田総務次長）



民法正則議員

A 4月に業者選定を行い、現在、実施設計の作業中である。9月から工事に入るよう準備を進めており、工事完了は、来年の2月末を予定している。
事業規模は、収納スペース、救済物資の集配拠点としてプラットホームや荷さばき場等を設置し、156㎡程度になると想定している。
また、今回整備する防災備蓄倉庫には、食料、救助物資、生活必需品及び水防資機材などを備蓄する。

Q 新たに建設する防災備蓄倉庫の規模、完成時期は。また、どのような物資を備蓄するのか。

Q 法政大学との事業協力について

A 法政大学と本町をインターネットで結び遠隔授業を実施する予定である。（三村町長）

片川 学議員

A 昨年中に法政大学から2度の訪問があり、10月末に訪問された際に、インターネットテレビ会議について提案を受けた。
これを受け、役場内でプロジェクトを立ち上げ、取り組みについて議論してきたところ。本年度は、法政大学と本町をインターネットで結び一般住民の方にもご参加いただき、「各地域で取り組んでいること」「町づくりに関すること」等を大学教授による遠隔授業を実施する予定で、現在、準備を進めている。
また、秋には、法政大学と連携している本町を含め14市町村の首長会議に参加し、他市町の先進的な取り組み事例について意見交換を考えている。

Q 調印、視察後の経緯と成果について。

Q 町債について

A 町債の現在高は、一般会計分は、ほぼ同水準の額で推移し、下水道特別会計分は、減少している。（三村町長・宗條企画財政課長）

片川 学議員

A 町債の現在高のうち、一般会計分は、66億円余で、平成18年度以降、ほぼ同水準の額で推移している。
平成23年度の決算状況では、普通会計の町債現在高は、住民1人当たり26万4千円で、県内23市町の中では最も少ない額となっている。
また、下水道特別会計分は、平成19年度以降は減少を続け、その現在高は59億6千万円余である。
義務的経費である公債費の過度の増加は、財政の弾力性を失わせる要因となるので、政策立案に際しては、財政健全性の維持を念頭に置くとともに、世代間負担の公平性の観点で必要と認められる町債については、引き続き、適切に活用していきたい。

Q 近年増え続ける町債の動向と今後について。

Q 籠池受迫は国有地であり賃借料は違法支出である。



南田秀夫議員

A 弁護士等に相談し、「このケースは、無主地は国に属する」という解釈に当たらないと判断いただいている。（三村町長）

Q 籠池受迫のような人格の無い国有地に成っている土地は、公の秩序や社会道徳観念に反する目的の法律行為であり無効である。
しかも民法第206条での所有権の無い土地は、法律行為の対象ではない。法律上の原因無くして利益を受けることは不当利得である。

A 町には所有権はない。所有者はあくまでも受迫という登記簿上の団体にある。
登記簿上にきちんとそういう名前がある以上、それを異を唱える者が裁判において立証責任を負い、受迫に所有権がないということを確認する必要があると考える。
したがって、裁判所において決着すべきものと確信している。

Q おでかけ号の今後について

A 利便性や乗車効率の向上に向けた取り組みも必要であり、諸般の状況を考慮して対応していきたい。（三村町長・宗條企画財政課長）



藤本哲智議員

Q 4月に本格運行を始めた「おでかけ号」の現状の乗車効率を踏まえた今後の計画は。

A 現在の利用状況は、昨年の実証運行実績とほぼ同様であることから、生活交通手段として一定の評価をいただいているものと考えている。
本格運行に際しては、土曜運行の見合わせと減便を行い、不便をお願ひすることとなったが、実証運行の実績を踏まえるとともに、施策の持続性や広電バスへの影響等を考慮した結果であり、是非ともご理解をいただきたい。
また、運行内容の変更は、利用者の生活行動に変化を与えることになるので、事業定着の面から、今後は、慎重にあるべきものと考えているが、その一方で、利便性や乗車効率の向上に向けた取り組みも必要であり、諸般の状況を考慮した対応が求められるものと認識している。